

## 国立大学法人小樽商科大学学長の解任審査手続きに関する細則

(平成30年3月12日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、小樽商科大学学長選考規程（以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、学長の解任審査手続きに関し必要な事項を定める。

(解任の審査請求)

第2条 規程第19条第1項各号による解任の審査請求は、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 学長解任審査請求書（別記様式第1-1号・別記様式第1-2号）

(2) 署名簿（規程第19条第1項第1号から第3号の場合に限る。別記様式第2号）

2 規程第19条第1項各号に基づく解任審査請求の資格者は、解任の審査請求を行う日に会議構成員、有資格者又は選考会議委員である者とする。

(意見聴取)

第3条 小樽商科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、規程第19条第2項に基づき、速やかに経営協議会構成員（学長を除く。）及び合同教授会構成員を招集して意見聴取を行うものとする。

2 その他、必要に応じて、メールで意見を聴取することができるものとする。

(学長の意見陳述)

第4条 選考会議は、学長に対して解任の審査請求があったことを通知し、学長から規程第19条第3項に基づき意見陳述の申し出があった場合には、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

2 学長は、意見陳述にあたり必要な資料を選考会議に提出することができるものとする。

(解任の申し出の決定)

第5条 選考会議は、規程第20条に基づく審議にあたり、必要に応じて調査委員会を設置し、解任請求書及び学長の意見陳述の際提出された資料に記載された事実に関する調査を行わせることができる。

2 調査委員会は、学外の有識者を含む委員で組織する。

3 前項の委員は、選考会議の承認を得て議長が委嘱する。

4 選考会議の委員は、調査委員会の委員になることはできない。

5 調査委員会に委員長を置き、第2項の委員のうちから、選考会議の議長が選考会議の承認を得て指名する者をもって充てる。

6 調査委員会は、調査を開始した日から30日以内に調査報告書を選考会議に提出するものとする。

7 調査委員会は、選考会議から再調査を命じられた場合、再調査を開始した日から30日以内に再調査報告書を選考会議に提出するものとする。

- 8 学長選考会議は、解任の申し出を審議するにあたり、調査委員会からの調査報告書が提出された後、学長へのヒアリングを行うものとする。
- 9 学長選考会議は、解任審査請求書、経営協議会及び合同教授会の意見、学長の意見陳述、調査報告書及び学長へのヒアリング結果を基に、解任審査請求の申し出について審議を行い、単記無記名投票により、委員総数の3分の2以上の賛成をもって解任の申し出を決定する。

(審査結果の公表)

- 第6条 選考会議は、前条による審査結果について、速やかに学長及び解任審査請求者に別記様式第3号により通知するものとする。
- 2 選考会議は、前条による審査結果について、別記様式第4号により公用掲示板へ掲示及び本学ホームページへ掲載することにより公表するものとする。

(文部科学大臣への申し出)

- 第7条 選考会議は、第5条による審議の結果、解任を申し出ることを決定した場合、規程第18条に基づき、速やかに文部科学大臣に申し出るものとする。

(雑則)

- 第8条 学長の解任審査の事務は、総務課が行う。

附 則

- この細則は、平成30年3月12日から施行する。